

審議会等の会議録

会議の名称	平成25年度 第2回座間市市民参加推進会議		
開催日時	平成26年2月25日（火） 午後3時30分から5時まで		
開催場所	市役所3階 第2会議室		
出席者	鈴木英夫（会長）、小原幸子、丸山秀一郎、杉山朋子、峰尾昌子、上野正雄、小林征司		
事務局	黒沢市民部長、伊藤次長兼市民協働課長、大矢担当課長、山本主幹兼係長)		
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開	傍聴人数	0 人
議題	協働まちづくり条例に基づく市民参加について 他		
資料の名称	【資料】 ① 会議次第 ② 委員名簿 ③ 協働まちづくり条例に基づく市民参加について ④ （仮称）座間市市民協働推進条例の制定について ⑤ 協働まちづくり条例ハンドブック		
会議の内容	◇次第 1 開 会 2 部長あいさつ 3 会長及び副会長の選出 4 議 題 (1) 協働まちづくり条例に基づく市民参加について (2) （仮称）座間市市民協働推進条例の制定について (3) その他 5 閉 会		

<p>会議の内容 (会議次第及び 発言要旨等)</p>	<p>◇議題</p> <p>(1) 協働まちづくり条例に基づく市民参加について</p> <p>事務局より、資料に基づき、協働まちづくり条例に基づく市民参加について説明がありました。</p> <p>会長より協働まちづくり条例に基づく市民参加について委員に意見を求めたところ、以下のような意見が出されました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民参加推進会議の中ででた意見を庁内の担当部署に対して、指導や指示できる権限を市民協働課は持っているのですか。 ・この会議は、市長から諮問を受けた会議ですので、この会議で意見が取りまとめられますと市長に答申と言う形をとることになります。市長がそれを受け入れて市長命令で各部署に指示がでるということになります。 <p>(2) (仮称) 座間市市民協働推進条例の制定について</p> <p>事務局より、資料に基づき、(仮称) 座間市市民協働推進条例の制定についての説明がありました。</p> <p>会長より (仮称) 座間市市民協働推進条例の制定について委員に意見を求めたところ、以下のような質問・意見が出されました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これから作ろうとしている条例と協働まちづくり条例は、この2つを存続していくということでしょうか。 ・市民協働推進条例が素案の段階ですが、現在策定中です。それと対になるものとして協働まちづくり条例があります。 <p>協働まちづくり条例は、あくまでも市民参加についての条例です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様々な審議会の中で、既にあるものを行政の方で何年かの実績の中で分析をした結果、行政側でこうしたいという思いを出してもらって、それについて審議すれば、委員会の討議が明確になって進むと思います。資料が会議の直前で配布され、内容がわからないまま、時間が過ぎてしまうことが多いので、それでは審議会自体で有意義な議論がなされない。今後、行政の思いを出してもらえるといいと思います。 ・今現行の規則があるので、それに細則として出せばいいのではないのでしょうか。
-------------------------------------	---

・協働まちづくり条例自体を改正しなくてはならないので、細則だけでは補えない部分があります。

・協働まちづくり条例について、現状こういう状況だからこう変えて欲しいという形を示してもらえれば、意見が出てわかりやすくなると思います。

(3)その他

事務局より次のとおり事務連絡がありました。

・次回会議の開催予定は、6月頃となり、市民参加の実施状況・予定等の報告を行う予定です。

・また、現在策定中の市民協働推進条例素案と協働まちづくり条例との整合性を図る必要がでてくるので、その調整も行う予定です。

会長は、以上をもって、本日の議事が終了した旨を述べ、閉会を宣しました。